

第4次広島市環境基本計画（骨子案）

1 計画策定の基本的事項

(1) 計画策定の背景

広島市環境基本計画は、「広島市環境の保全及び創造に関する基本条例」（以下「基本条例」という。）に基づき、環境の保全及び創造に関する総合的かつ計画的な施策の推進を図ることを目的に策定する計画である。

令和7年度で満了する現行の第3次環境基本計画の基本的な考え方を踏襲しつつ、本市の環境を取り巻く様々な課題や国内外の動向を踏まえ、第4次環境基本計画を策定する。

(2) 基本方針

ア 環境基本計画の位置付けの明確化及び内容の大綱化

- 環境分野とそれ以外の分野における行政計画に対する本計画の位置付けを明確化する。
- 各行政分野における個別具体的な施策の展開等を柔軟かつ弾力的に行えるよう、包括的かつ中長期的な視点を確保することを重視し、内容の大綱化を図る。

イ 環境の保全及び創造において目指すべき都市の姿の具体化・明確化

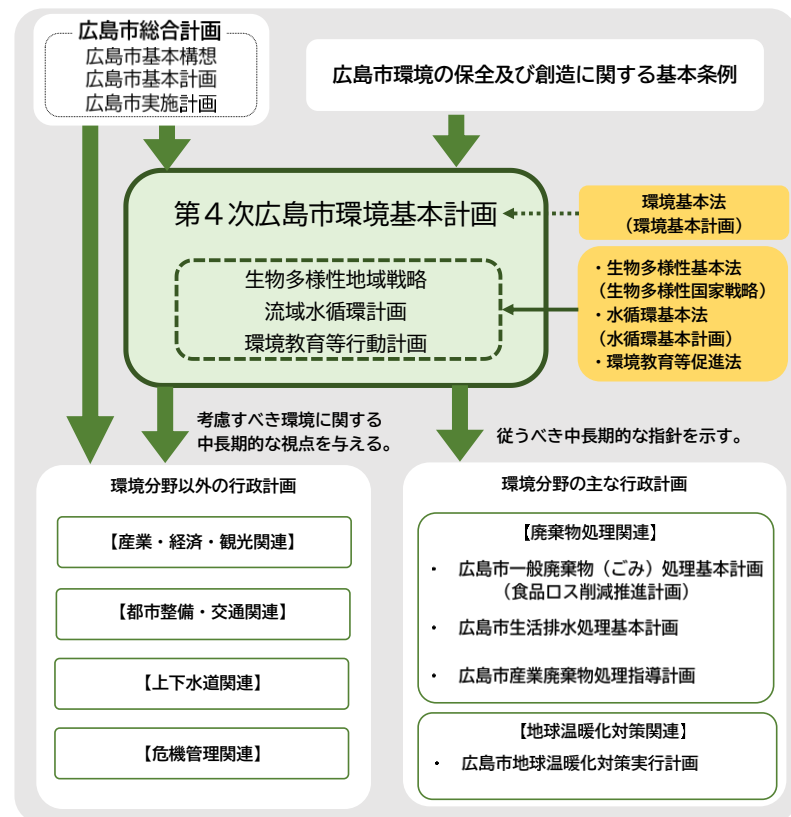
- 基本条例に定める基本理念の下、本市が環境の保全及び創造において目指すべき都市の姿の具体化・明確化を図り、それを「環境像」として位置付ける。

ウ 総合的・横断的視点の設定

- 環境問題は様々な問題が複雑に絡み、その解決には様々な側面から多面的に捉える必要があることから、今後ますます複雑化・多様化する問題に的確に対応するため、諸施策の展開等に当たって必要な総合的・横断的視点を設定する。
- SDGsと関連付けることで、総合的・横断的視点を更に強化する。

(3) 計画の位置付け

環境分野の行政計画との関係では、「施策の実施等に当たって従うべき中長期的な指針を示すもの」とし、環境分野以外の行政計画との関係では、「施策の実施等に当たって考慮すべき環境に関する中長期的な視点を与えるもの」とする。



(4) 計画期間

令和8年度（2026年度）から令和12年度（2030年度）

(5) 対象地域

計画の対象とする地域は、本市の区域とする。ただし、本市の区域内にとどまらない環境問題について、他の地方公共団体等と連携した広域的な取組が必要となる場合がある。

(6) 対象とする環境区分

計画の対象とする環境は、次の4つの区分とする。

ア 自然環境

水、緑、生物等、主に、自然界を構成する事象を要素として捉えた環境

イ 都市環境

まちづくり、景観、交通等、主に、都市との関わりが深い事象を要素として捉えた環境

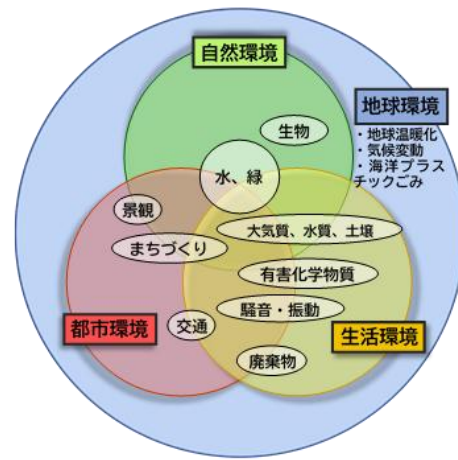
ウ 生活環境

大気質、水質、土壌、騒音・振動、有害化学物質、廃棄物等、主に、市民の健康や日常生活に影響を与える事象を要素として捉えた環境

エ 地球環境

地球温暖化、気候変動、海洋プラスチックごみ等、主に、地球規模の環境問題に係る事象を要素として捉えた環境

なお、環境区分の要素の中には、複数の環境区分にまたがり、又は他の環境区分に影響を及ぼすものが存在し、各環境区分は、相互に影響を及ぼす関係にある。



2 目指すべき環境像と基本目標

(1) 環境の保全及び創造において目指すべき都市の姿（環境像）

本市は、被爆後100年、さらにその先の時代をも見据え、市民はもとより、本市を訪れる世界中の人々が、本市の自然の豊かさや都市としての快適性を実感し、平和をかみしめることができるようなまち、すなわち、世界に誇れる「まち」を実現していく必要がある。

こうした思いや基本条例に規定する基本理念を踏まえ、本市が環境の保全及び創造において目指すべき都市の姿（環境像）を、次のとおり設定する。

「将来にわたって、豊かな水と緑に恵まれ、
かつ、快適な都市生活を享受することができるまち」

(2) 環境像を実現するための基本目標

第3次環境基本計画においては、環境像の実現に向け、自然環境、都市環境、生活環境、地球環境という環境区分に応じた4つの基本目標を掲げ、市民・事業者等と連携・協働しながら、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ってきた。その結果、温室効果ガス排出量やごみ排出量は着実に減少するなど具体的な成果が現れている。

こうした中、近年の環境を取り巻く状況を見てみると、令和6年の世界及び日本の年平均気温は観測史上最高を記録するなど、「地球沸騰化の時代」とも称される危機的な状況となっている。また、食品ロスや海洋へのプラスチックごみの流出等のほか、人口増加や経済発展に伴う天然資源の枯渇への懸念が国際的な課題となっており、循環型社会の形成が急務である。

こうした世界を取り巻く喫緊の課題の解決に向けては、地域における環境保全の取組を積み重ねていくことが基本であり、基礎自治体においては、地域の実情に即した施策を的確かつ効果的に推進していくことが重要である。

本市においても豪雨による自然災害の頻発や熱中症リスクの高まりなど気候変動の影響が顕在化するとともに、食品ロスの削減などさらなるごみの減量化等が重要な課題となっており、今後、本市の目指す環境像の実現に向けて、気候変動への対応や、循環型社会の形成への取組を一段と強化していく必要がある。また、環境保全の取組の推進力をより一層高めていくためには、市民・事業者・行政などすべての主体がこれまで以上に環境問題を自らの課題として捉え、それぞれの環境意識を高めるとともに、その意識を環境の保全及び創造につながる具体的な行動に結びつけることが不可欠である。

以上のことから、次期計画においては、第3次環境基本計画の基本目標を見直し、これまで取り組んできた「豊かな自然環境の保全」及び「健全で快適な生活環境の保全」に加え、気候変動への対応を含む「脱炭素社会の構築」及び循環型社会の形成への取組である「ゼロエミッションシティ広島の実現」を新たに基本目標として設定する。さらに、これらの達成を下支えする横断的な基本目標である「環境保全に主体的に取り組む社会の形成」を新たにに加え、この5つの基本目標の下で、環境像の実現に向けた施策を推進する。

基本目標1 脱炭素社会の構築

基本目標2 ゼロエミッションシティ広島の実現

基本目標3 豊かな自然環境の保全

基本目標4 健全で快適な生活環境の保全

基本目標5 環境保全に主体的に取り組む社会の形成

(参考)

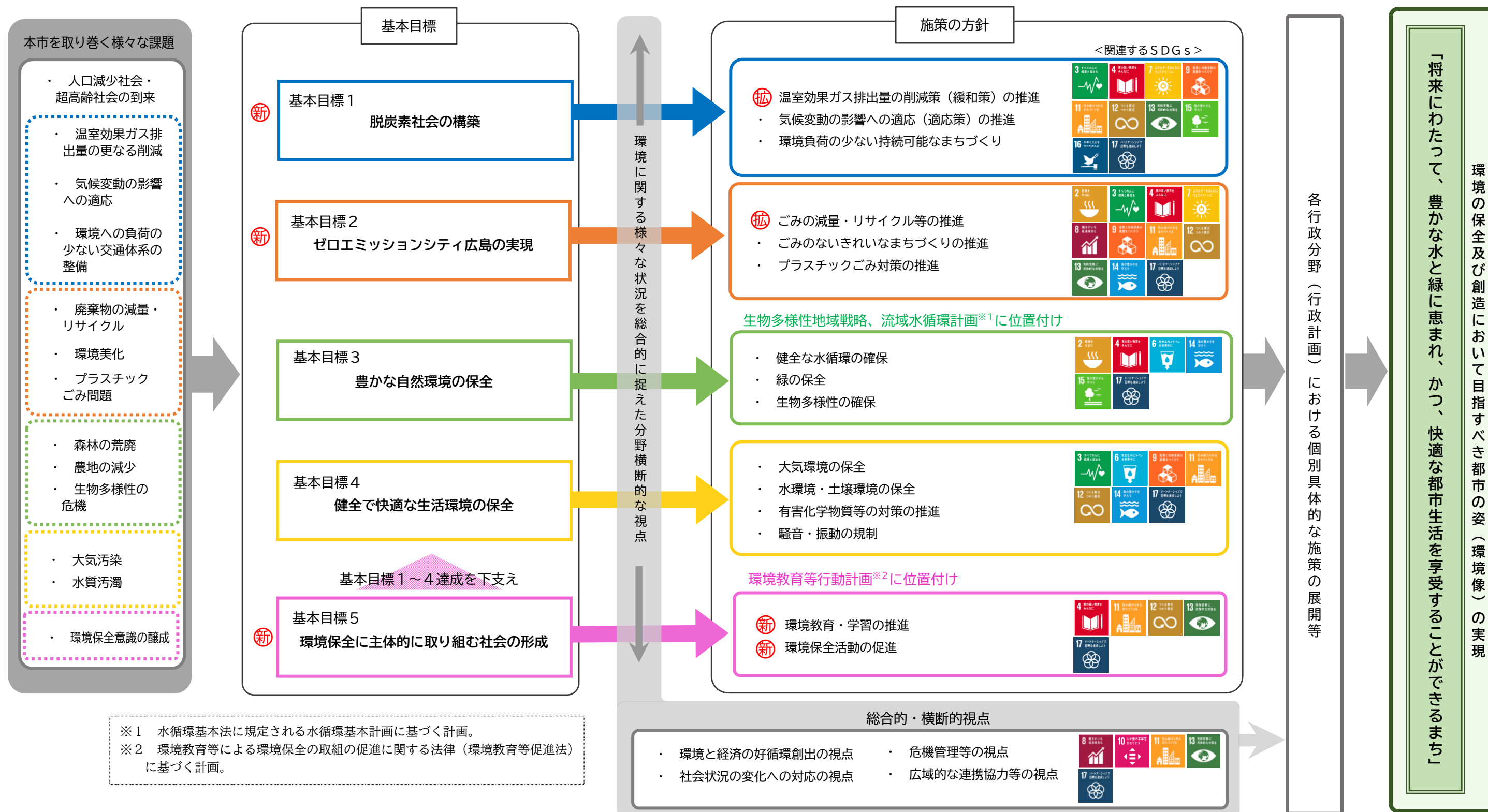
【第3次環境基本計画】

基本目標	主な施策の方針
豊かな自然環境の保全 ～自然との共生～	健全な水循環の確保 緑の保全 生物多様性の確保 自然との触れ合いの推進
自然と調和した快適な 都市環境の創造 ～都市の持続可能な発展～	自然と調和した景観の創出 中山間地等のまちづくり ごみのないまちづくり 市街地等のまちづくり 環境負荷の少ない交通整備
健全で快適な 生活環境の保全 ～循環型社会の形成～	大気質、水質、土壌の保全 有害化学物質対策 騒音・振動防止 廃棄物対策
地球環境の保全への貢献 ～脱炭素社会の構築～	地球温暖化対策

【第4次環境基本計画】

基本目標
基本目標1 脱炭素社会の構築
基本目標2 ゼロエミッションシティ 広島の実現
基本目標3 豊かな自然環境の保全
基本目標4 健全で快適な 生活環境の保全
基本目標5 環境保全に主体的に取り組む 社会の形成

3 計画の体系



4 計画の推進

(1) 計画の推進体制

- 目指すべき環境像の実現に向けて、市民、事業者、行政等の各主体がそれぞれの役割を意識し、互いに連携しながら、協働して本計画を推進する。
- 環境の保全及び創造に関する施策は、環境分野だけでなく、経済、都市整備、交通、上下水道、教育等、様々な分野が関わっていることから、行政内部の横断的な組織である広島市環境調整会議の設置等により、本市の環境施策の総合的な調整・推進を図る。
- 広島市環境審議会において、本計画の策定・変更及び進行管理に関して、専門的な見地からの意見を聴取することで、本計画の的確な実施を図る。

(2) 計画の進行管理

- P D C Aサイクルにより、進行管理を行い、進捗状況については、毎年度、広島市環境審議会に公表・報告する。また、基本条例に基づく年次報告書を作成するとともに、ホームページ等で広く市民に公表する。
- 本計画の最終年度に全体の評価を行う。